（国土交通省組織令の一部改正）

第十二条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九十三条第十二号中「津波災害警戒区域」の下に「及び津波災害特別警戒区域」を加える。

附　則

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年六月十三日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
国土交通大臣　前田　武志

工場立地法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百五十九号

工場立地法施行令の一部を改正する政令

内閣は、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項及び第十五条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

工場立地法施行令（昭和四十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は地熱」を「若しくは地熱」に改め、「もの」の下に「又は太陽光を電気に変換するもの」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前田　武志
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○厚生労働省令第九十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六十九号を第七十八号とし、第六十八号を第七十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十七　（二―ヨードフェニル）{1―[(1―メチルピペリジン―2―イル)メチル]―1H―インドール―3―イル}メタノン及びその塩類

第一条中第六十七号を第七十五号とし、第六十六号を第七十四号とし、第六十五号を第七十三号とし、第六十四号を第七十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十二　（2―メトキシフェニル）{1―[(1―メチルピペリジン―2―イル)メチル]―1H―インドール―3―イル}エタノン及びその塩類

第一条中第六十三号を第七十号とし、第五十一号から第六十二号までを七号ずつ繰り下げ、第五十号を第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十七　{1―[(1―メチルピペリジン―2―イル)メチル]―1H―インドール―3―イル}(ナフタレン―1―イル)メタノン及びその塩類

第一条中第四十九号を第五十五号とし、第四十八号を第五十四号とし、第四十七号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十三　2―(メチルアミノ)―1―(3・4―ジメチルフェニル)プロパン―1―オン及びその塩類

第一条中第四十六号を第五十一号とし、第三十四号から第四十五号までを五号ずつ繰り下げ、第三十三号を第三十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十七　ナフタレン―1―イル［4―(ペンチルオキシ)ナフタレン―1―イル］メタノン及びその塩類

三十八　ナフタレン―1―イル［1―(ペント―4―エン―1―イル)―1H―インドール―3―イル］メタノン及びその塩類

第一条中第三十二号を第三十五号とし、第十五号から第三十一号までを三号ずつ繰り下げ、第十四号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七　2―(エチルアミノ)―2―(3―メトキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類

第一条中第十三号を第十五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八　N―(1―アダマンチル)―1―ペンチル―1H―インダゾール―3―カルボキサミド及びその塩類

九　N―(1―アダマンチル)―1―ペンチル―1H―インドール―3―カルボキサミド及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第十九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項の規定により登録した有限会社航空保安警備教育システムから代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第三十九条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月一日

国家公安委員会委員長　松原　仁

一　有限会社航空保安警備教育システムの代表者の氏名

(一)　変更前の代表者の氏名　中野　直人

(二)　変更後の代表者の氏名　市川　明

二　変更の年月日　平成二十四年六月一日

○金融庁告示第四十九号

ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフトより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第一号に定める外国保険会社等の商号の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官　畑中龍太郎

外国保険会社等の商号

ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフト

（旧商号　ユーラー・ヘルメス・クレジットフェアズイヘルングス・アクティエンゲゼルシャフト）

○金融庁告示第五十号

アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーが保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項第三号の規定により、同社の同法第百八十五条第一項の免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第四号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年六月一日

金融庁長官　畑中龍太郎

○総務省告示第二百三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第二項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の九の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百十九号（電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月一日

総務大臣　川端　達夫

表中「818MHz」を「815MHz」に改める。

○法務省告示第二百二十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十四年六月一日

法務大臣　小川　敏夫

東京法務局所属　岡久　幸治
東京法務局所属　津熊　寅雄
神戸地方法務局所属　安達　嗣雄
神戸地方法務局所属　中村　昭博